

特例介護給付費・特例訓練等給付費等について（ご案内）

1. 特例介護等とは

障害福祉サービスの支給を申請した日から支給決定された日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由があり、市が必要と判断した場合には障害福祉サービス等^{※1}の利用ができます。

ただし、地域生活支援事業^{※2}は対象外です。

※1 障害福祉サービス…居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援A型など

※2 地域生活支援事業…移動支援、日中一時支援

2. 特例介護給付費・特例訓練等給付費とは

特例介護でサービス提供を受けた場合、サービスにかかる費用は一旦全額利用者負担となります。支給決定後に特例介護給付費支給申請書等を提出することにより、自己負担分（総費用額の一割もしくは、利用者負担上限月額）を差し引いた金額（特例介護給付費・特例訓練等給付費）を支給します。

3. 申請に必要な書類

- ① 特例介護給付費等支給申請書
- ② 明細書（事業者作成）
- ③ 実績記録票の写し（事業者作成）
- ④ 代理受領委任状（代理受領を希望する場合のみ）
- ⑤ 領収書（写し可）
- ⑥ 請求書（代理受領を希望する場合のみ、事業者作成）

4. 支給の流れ

特例介護給付費等は原則、利用者本人に償還払いで給付しますが、市町村、事業者及び支給決定障害者の三者の合意のもとであれば、事業者に対して代理受領にて給付することも可能です。

フロー図

障害福祉サービス等の支給申請・特例介護給付の相談

本人もしくは事業者

特例介護給付の決定

市

サービス利用（特例介護給付）

聞き取り調査（障害支援区分等）

・障害支援区分認定審査会
・サービスの支給決定・受給者証発行

・事業者とサービス利用の契約
・サービス利用（障害福祉サービス給付）

特例介護給付費の支給申請書の提出（月ごと）

・障害福祉サービス給付費等の審査
・特例介護給付費の審査

・特例介護給付費支給の決定
・特例介護給付費支給決定通知書の送付

・特例介護給付費の支払い
・障害福祉サービス給付費の支払い
（支払日が同日とは限りません）